

米原市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

_____年 ____月 ____日

米原市長 様

郵便番号	〒 _____
住所・所在地	_____
名称	_____
代表者職・氏名	_____ (印)

米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金交付要領第4条の規定により、支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、請求します。

記

1 申請者情報

業種	_____
従業員数（雇用保険被保険者）	_____ 人
市内の事業所等の所在地	_____
事業開始年月	_____ 年 _____ 月

注1 市内に事務所または事業所を有する事業者が対象です。
注2 本店、支店、工場等の全従業員（雇用保険被保険者）の合計人数が50人以下の事業者が対象です。
注3 当該支援金の交付は、1回限りです。

2 売上総利益額の減少状況

区分	C 売上高	D 売上原価	E 売上総利益額 (C - D)
A _____ 年 ____ 月 _____ 年 ____ 月 _____ 年 ____ 月 計	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
	_____	_____	F
B _____ 年 ____ 月 _____ 年 ____ 月 _____ 年 ____ 月 計	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
	_____	_____	G
売上総利益額の減少率 { (G - F) / G } × 100			H %
具体的な利益減少の理由	_____		

A : 令和6年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上高から売上原価を差し引いた金額（売上総利益額）を記入してください。

B : 確定申告書等に記載されている令和5年中におけるA欄と同時期の売上高から売上原価を差し引いた金額（売上総利益額）を記入してください。また、令和6年1月1日時点で、業歴が1年未満の場合は、令和5年中の任意の3か月について記入してください。

H : 小数点以下を切り捨てて記入してください。なお、売上総利益額の減少率が5%未満となる場合は、支援金の交付対象外となります。

（裏面に続きます）

3 交付申請額および請求額（次のいずれかの□にチェックを入れてください。）

☐ 申請者が年間売上高1,000万円未満の事業者の場合 ⇒ 5万円

☐ 申請者が年間売上高1,000万円以上の事業者の場合 ⇒ 10万円

注1 添付の確定申告書に記載の令和6年の年間売上高（消費税および地方消費税を除く。）で交付申請額を判断してください。

注2 令和6年1月1日時点で、業歴が1年未満の場合（同日以降に開業した場合を含む。）は、任意の3か月以上12か月以下の売上高を年間分に換算して交付申請額を判断してください。

4 振込先（申請者名義のもの）

金融機関名		支店名	
貯金種別	☐ 普通 ☐ 当座		
口座番号	右詰めで記入		
口座名義	(フリガナ)		

5 連絡先

担当者名	
電話番号	

注 平日の日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。

6 添付資料

- ・令和6年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上高および売上原価等の経費が分かる書類（確定申告書等の写し、損益計算書の写し、収支内訳書の写し、帳簿等の写しなど）
- ・令和5年中の上記と同期間の売上高および売上原価等の経費が分かる書類（確定申告書等の写し、損益計算書の写し、収支内訳書の写し、帳簿等の写しなど）
- ・事業所等の所在地が分かる書類。ただし、前各号での書類で事業所等の所在地が確認できる場合は省略できます。
- ・申請者名義の振込先口座の通帳の写し
- ・その他、市長が必要と認める書類

宣誓および同意

確認欄 ☐ 次の内容を確認しました。（左の□にチェックを入れてください。）

本支援金の交付申請に当たり、次のとおり宣誓します。また、支援金の交付の可否を判断するために、米原市が住民基本台帳および市税等に関する公簿を閲覧することに同意します。

- (1) 交付対象者としての要件を全て満たしていること。
- (2) 申請書類および証拠書類等の内容に虚偽や不正がないこと。
- (3) 米原市が行う関係書類等の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (4) 不正受給または法令違反が判明した場合は、交付を受けた支援金の全額を返還すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。（ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は除く。）
- (6) 米原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていないこと。